

令和4年度障がい者のテレワーク導入支援アドバイザー派遣事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

働く希望を持ちながらも通勤が困難であるために働けない方や、コミュニケーションに障がいがある方などが、テレワーク技術を活用して、体力や特性に応じた就労が可能となるような社会を実現することが課題となっている。

障がい者のテレワーク就労を促進するためには、企業側の課題（労務環境面・IT環境面）と障がい者側の課題（執務環境面）が解決されることが不可欠である。

そこで、本事業は、障がい者のテレワーク就労を検討している県内企業等に対し、「障がい者のテレワーク導入支援アドバイザー」を派遣し、労務環境や執務環境等の整備に関する助言や情報提供を行うことにより、県内企業のテレワークによる障がい者雇用を促進することを目的とする。

については、当事業を委託すべき事業者を選定するために、企画提案コンペを実施する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和4年度障がい者のテレワーク導入支援アドバイザー派遣事業業務委託

(2) 業務内容

別添「令和4年度障がい者のテレワーク導入支援アドバイザー派遣事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月10日（金）まで

3 契約上限額及び契約件数

契約上限額

4,090,284円（消費税及び地方消費税を含む。）

契約件数

1件

4 参加条件

(1) 企画提案コンペ参加資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- イ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(3) その他

共同体での参加も可能とするが、その場合は当該共同体の構成員が単独で参加することはできない。なお、各構成員は、(1)の条件を満たすこと。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める企画提案資料等を提出期限までに提出してください。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「令和4年度障がい者のテレワーク導入支援アドバイザー派遣事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査、プレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案を選定します。

また、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。(提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げるすることができます。)

最優秀提案者と契約条件及び企画提案書に記載された内容をもとに協議し、当該協議に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。

（1）企画提案コンペ参加資格等に関する提出書類、提出期限及び提出先

提案者は、次の必要書類を持参又は郵送等により提出してください。(郵送等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話で書類の受理を確認して下さい。)

① 提出書類

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・・・ 1部
イ 登記簿謄本、現在事項証明書又は代表者事項証明書の写し・・・・・・・・ 1部
(法人の場合。商号、所在地、代表者、(資本金等)の事項が記載されているもの)
ウ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額がないこと証明
用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可) 1部
エ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあって「納税確認書」(三重県の
県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可) 1部
※「納税証明書」及び「納税確認書」にあっては、新型コロナウイルスの影響により
税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したこと、締切
日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、別添「申立書」を提
出(FAX又はメール可)してください。)

- ② 提出期限：令和4年3月10日（木）15時必着

- ③ 提出先：下記 1 5 に記載する連絡先

- ④ 資格確認通知日：令和4年3月22日（火）17時までにすべての参加意思表示者に
対し文書で通知します。

（2）企画提案書及び見積に関する書類の提出期限及び提出先

① 提出書類

提案者は、次の必要書類を持参又は郵送等により提出してください。(郵送等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話で雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。)

- ア 企画提案書 9部

企画提案書については、原則日本産業規格 A4 版で概ね 20 頁以内とし、様式は自由（長辺側を綴じること）とする。

- ## イ 見積書（様式自由、ただし規格はA4版）……………9部

- ② 提出期限：令和 4 年 3 月 25 日（金）

③ 提出先：下記

（3）審査の実施

- ## プレゼンテーション審査の実施

- ・実施日時 令和4年3月29日（火）
(テレビ会議を活用したプレゼンテーションを実施する予定です。プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者に対して、会議提案資料記載の連絡先へコードシナリオを

は電子メールにて連絡します。)

② 選定のための評価基準

審査にあたっては、以下の点（アからオ）を重視して評価することとします。

ア 合目的性

障がい者雇用における働き方の可能性や事業の趣旨を的確に理解し、具体的な提案となっているか。

イ 企画性

アドバイザー派遣先企業の募集を広く効果的に行うか。障がい者就労支援に関する必要な知識・経験を十分に有しており、提案内容が確実に障がい者のテレワーク就労に結びつく内容であるか。

ウ 実現性

提案内容は具体的で実現可能な内容となっているか。また、実施スケジュールは無理のない内容となっているか。新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえた提案となっているか。

エ 実施体制

テレワーク技術及び障がい者雇用に関する豊富な経験と高いノウハウを持つ人員配置が出来ているか。関係事業者と適切に連携できる実施体制が整っているか。

オ 経済性

事業内容から見て、事業の実施に必要な経費を適切に見積もっているか。

（4）審査の結果

審査の結果は、最優秀提案者が決定された後、提案した全ての者に対して速やかに通知します。

6 質疑応答

質問事項の取扱いについては下記のとおりとします。

（1）質問の受付期間 公告日の翌日から令和4年3月1日（火）12時まで。

（2）質問の方法 ファクシミリまたは電子メールにて行うものとします。
(様式自由、ただし規格はA4版)

なお、必ず電話により、着信の確認を行ってください。

（3）質問の内容 原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答できません。

（4）質問に対する回答 受け付けた質問に対する回答については、令和4年3月3日（木）17時までに、原則三重県ホームページに掲載します。

7 契約方法に関する事項

（1）契約条項は、三重県雇用経済部雇用対策課において示します。

（2）契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じく契約する締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第2号様式)をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行います。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

9 委託料の支払い方法、及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

10 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 委託者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

14 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 調査結果やデータ等、成果物の著作権は県に帰属するものとします。

- (4) 応募書類等に記載された個人情報については、当コンペの目的以外の目的で使用することはありません。
- (5) 提出いただいた応募書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関することができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。
なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。
- (8) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。

15 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階
三重県雇用経済部 雇用対策課 障がい者雇用班 担当：相賀、森下
TEL：059-224-2510 FAX：059-224-2455
E-mail：koyou@pref.mie.lg.jp

16 特記事項

当該コンペによる最優秀提案者の決定の効果は、予算発効時において生じます。
なお、契約日は、令和4年4月1日以降となります。